2026年8月

関東信越厚生局への届出事項について

情報通信機器を用いた診察に係る基準
初診料（歯科）の注１に掲げる基準【歯科】
歯科外来診療医療安全対策加算１【歯科】
歯科外来診療感染対策加算１【歯科】
歯科診療特別対応連携加算【歯科】
障害者施設等入院基本料
診療録管理体制加算３
特殊疾患入院施設管理加算
データ提出加算
薬剤管理指導料
医療機器安全管理料１
歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料【歯科】
先天性代謝異常症検査
検体検査管理加算(Ⅰ)
神経学的検査
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
集団コミュニケーション療法料
児童思春期精神科専門管理加算
クラウン・ブリッジ維持管理料【歯科】
栄養サポートチーム加算
地域支援・医薬品供給対応体制加算３
電子的診療情報連携体制整備加算３【医科：初・再診料、外来診療料】
電子的診療情報連携体制整備加算２【医科：入院基本料】
電子的歯科診療情報連携体制整備加算２【歯科】
通院・在宅精神療法の注13の施設基準
通院・在宅精神療法の注９に規定する心理支援加算
特別管理加算【歯科】
口腔機能実地指導料【歯科】
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）【歯科】
入院ベースアップ評価料９６
入院時食事療養(Ⅰ)
特別食加算（嚥下調整食）
歯科技工所ベースアップ支援料【歯科】
酸素の購入価格の届出